

やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、省力化、低コスト化、高品質化による農業生産性の向上を図るため、やまなしスマート農業実装事業公募要領により採択された農業者等（農業法人を含む。以下「事業実施主体」という。）が行う先進技術の実証事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる技術の導入とし、過去に本県で実証した技術は対象外とする。ただし、地域や作目、作型が異なり、県が別に関催するスマート農業の推進会議において、有識者より別の技術実証と見なすべきとの意見が示された場合は、この限りでない。

- （1）高品質化を目指した技術の導入
- （2）省力化を目指した技術の導入
- （3）低コスト化を目指した技術の導入

（補助金の交付対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請書及び提出期限）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助対象事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体は、補助対象事業完了後、技術導入を検討している農業者の視察の受け入れや技術導入に対する助言を行うとともに、やまなしスマート農業実装事業実施要綱に基づき、県が求める事業成果の報告等に応じるものとする。
- (5) 事業実施主体が、国若しくは地方公共団体からの補助金又はこの要綱によらない他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象経費をこの要綱に基づく補助金の対象外経費とする。
- (6) 第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- (7) 第4条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を他の用途へ使用したとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(事業の着手)

第7条 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業を着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合において、事業実施主体は交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出し、交付までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書及び提出期限)

第9条 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第9号）により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、やむをえない事情により、この期限により難しい場合には、事業実施主体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額

に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第11条 事業実施主体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

- 第13条 事業実施主体は、この要綱により提出する書類を代表者の住所（代表者が県外の場合においては事業実施場所）を所管する農務事務所を経由し知事に提出するものとする。ただし、複数の農務事務所に事業実施場所の範囲が及ぶ場合にあっては、主な事業実施場所を所管する農務事務所を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 高品質化を目指した技術の導入 2 省力化を目指した技術の導入 3 低コスト化を目指した技術の導入	1 工事費（工事請負費、原材料費） 2 設備費（備品購入費） 3 事務費（需用費（消耗品費、燃料費等）、役務費、使用料及び賃借料） ただし、当該補助対象事業により導入した設備等の稼働や維持管理に係る経費については、補助対象外とする。	補助対象経費の1／2以内 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	1 事業費の3割以内を増減させる変更 2 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
団 体 名
代表者職・氏名 印

やまなしスマート農業実装事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 誓約書（様式第 1 号の 3）
- (3) その他必要な書類

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 1 号の 2)

事業計画書（実績報告書）

1 事業目的

(1) 導入する新技術及び機械・設備等の内容

(2) 新技術導入等の理由及び期待される効果

2 事業内容（該当する対象の事業区分の□をチェック）

☐【区分 1】高品質化を目指した技術の導入

☐【区分 2】省力化を目指した技術の導入

☐【区分 3】低コスト化を目指した技術の導入

3 実施体制

関連団体・企業 等の名称	住所	担当者	
		役 職	氏 名
〈指導機関〉 〇〇農務事務所			

※ 事業実施主体のほか、市町村、JA、機器メーカー等を記載してください。

※ 農業者が複数名いる場合は一覧を添付。

4 事業実施主体の経営概要 （農業者が複数いる場合は、それぞれ記載する。）

（1）農業従事者数

農家の場合	家族従事者 雇用労働者	人 人	法人の場合	
-------	----------------	--------	-------	--

（2）経営規模

田	畑	樹園地	農業施設（ハウス）
m ²	m ²	m ²	m ²

5 事業実施場所 （現地実証ほ場と比較対照ほ場の場所を地番まで記載する。）

○現地実証ほ場

○比較対照ほ場

6 事業実施施設等の概要 （農業者が複数いる場合は、それぞれ記載する。）

	施設の種類	面積（m ² ）	既存の設備、 機器	作型	栽培品目 （品種）
現地実証 ほ場					
比較対照 ほ場					

※ 各ほ場の位置図、導入する設備等の仕様がわかる平面図、立面図（A4又はA3）を必ず添付。

7 導入する設備・設置数等の概要（財産）

名 称	仕様・数量等	特記事項 (設備の機能や新規性、効率性 など)	処分制限 年数

※ 仕様については設備等の能力がわかるものを記載する。

※ カタログなど詳細がわかる資料を添付。

※ 効率性などは、慣行栽培（設備）と比較し、〇〇割削減、〇〇の向上などを記入。

8 実証項目

項 目	目 標	理 由	効果確認方法

※ 項目の記入例：品質向上率、労力削減率、コスト削減率など事業により発生する効果を記入。

併せて、比較対照（対照区、前年値、過去〇年間平均など）について記載。

※ 目標の記入例：〇〇％向上、〇〇％削減など具体的な数値を記入。

※ 理由の記入例：「〇〇設備は、現行の〇〇に比較して、〇〇の効率が高いため、〇〇の効果が期待できる」など、導入に至った理由を記入。

※ 効果確認方法とは、効果の確認方法及び確認に用いる資料・データ等（重油使用量、等級別出荷量など）を記入。

9 経費内訳

総事業費 (A+B)	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
円	円	円	円	

※ 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

※ 補助金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

事業費の内訳

項 目	金 額	積算内訳	備 考
合 計			

※ 項目は、整備する設備ごと、また設備費・工事費などの科目ごとにわかりやすく記載する。

※ 積算内訳は、整備する機器の単価及び数量がわかるよう記載するとともに、積算内訳の詳細が分かる資料（経費の見積書等）を添付する。また、数量には単位を記入する。

※ 金額の合計は前述の総事業費と一致させ、補助対象外としたものがある場合は、備考欄に記載する。

10 事業完了（予定）年月日

年 月 日

(様式第 1 号の 3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記 (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の (2) から (6) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 (法人、団体にあつては、事務所所在地)	〒
法人名、団体名 (法人・団体等のみ記載)	(ふりがな)
役職 (法人・団体等のみ記載)	
氏 名 (法人・団体等の場合は代表者名)	(ふりがな) 印
生年月日	M / T / S / H 年 月 日
性 別	男・女

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

事業実施主体の名称
代表者職・氏名 殿

山梨県知事 印

やまなしスマート農業実装事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、やまなしスマート農業実装事業費補助金については、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあったやまなしスマート農業実装事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 事業費の 3 割以内を増減させる変更
 - イ 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない変更
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 事業実施主体は、補助対象事業完了後、技術導入を検討している農業者の

視察の受け入れや技術導入に対する助言を行うとともに、やまなしスマート農業実装事業実施要綱に基づき、県が求める事業成果の報告等に応じるものとする。

- (6) 事業実施主体が、国若しくは地方公共団体からの補助金又は本要綱によらない他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象経費をこの要綱に基づく補助金の対象外経費とする。
- (7) 第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- (8) 第4条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納期の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の処分制限期間は次のとおりとする。

処分を制限する財産の名称等		保管 (財産処分) 期間 (年)
施設設備 等の分類	財産の名称、構造等	

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった、やまなしスマート農業実装事業費補助金について、次の理由により変更したいので、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 1 号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(以下の記載様式は、様式第 1 号に準じて作成すること。)

(注) 変更に係る部分について、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった、やまなしスマート農業実装事業費補助金について、次の理由により事業を中止（廃止）したいので、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

1 中止・廃止の事由（具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金交付決定前事前着手届

このことについて、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により届け出ます。

なお、交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失を負担するとともに、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てません。

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日及び完了予定年月日
- 4 理由

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった、やまなしスマート農業実装事業費補助金について、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳 (円)

補助金 交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算払 請求額 ④	備 考

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振込金融機関名

本店 ・ 支店（支店名

預金種別 当座 ・ 普通

フリガナ

口座名義

口座番号 NO.

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定があった、やまなしスマート農業実装事業費補助金について次のとおり事業を実施したので、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により報告します。

1 補助対象事業に要した経費 円
補助金の額 円

2 添付資料

(1) 実績報告書(様式第 1 号の 2 に準じて作成する。)

※ 1 軽微な変更があった場合においては、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 2 添付書類は、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに
変更があったもの及び事業実施状況の確認できる書類、写真(施行前、
施工後)等を添付すること。

3 振込先

振込金融機関名
本店 ・ 支店(支店名)
預金種別 当座 ・ 普通
ふりがな
口座名義
口座番号 NO.

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 8 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

やまなしスマート農業実装事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇号で交付決定があった、やまなしスマート農業実装事業費補助金について、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額（〇年〇月〇日付け農技第〇〇号による額の確定通知額）

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

- 5 添付書類

知事が必要と認める書類を添付すること。

※ 押印は省略しても差し支えない。

(様式第 9 号)

第 号
年 月 日

事業実施主体の名称
代表者職・氏名 殿

山梨県知事 印

やまなしスマート農業実装事業費補助金額の確定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇号で交付決定したやまなしスマート農業実装事業費補助金については、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助対象事業に要する経費 金 円

確定額 金 円

(様式第 10 号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体
住 所
名 称
代表者職・氏名

印

財産処分承認申請書

やまなしスマート農業実装事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、やまなしスマート農業実装事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 添付書類

知事が必要と認める書類を添付すること。

※ 押印は省略しても差し支えない。